

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きる日には、
令第二十一号) 第十二条の規定により次のとおり告示する。
(当たる翌日)

鳥取県告示第五百七号
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成五年六月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目 次

◇告 示 生活保護法による医療機関の指定(社会課)

生活保護法による診療所等の廃止(〃)

保険薬剤師の登録(保険課)

国民健康保険医等として登録があつたものとみなされる
もの(〃)

県営土地改良事業計画の決定(農村整備課)

保安林の指定の解除(二件)(森林保全課)

土地収用法による事業の認定(管理課)

採石業務管理者試験の合格者(河川課)

◆正 誤 平成五年五月鳥取県告示第四百八十六号中訂正

告 示

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人真誠会	米子市河崎五八〇	平成五年四月二日
宮川医院	東伯郡大栄町大字瀬戸五三一 二	平成五年四月十五日
白石医院	米子市安倍一二九一三	"
河本医院	倉吉市津原三九二一一	"
医療法人井東医 院	倉吉市新陽町一二一一	"
湯川医院	東伯郡三朝町大字三朝九六七 一	"
森下薬局	米子市明治町一三一	"
安陪内科医院	境港市幸神町三五七	平成五年四月二十三日
有限会社 一郎薬局 增谷慶	"	平成五年五月十七日
鳥取市吉方温泉三丁目八一 一	"	"

みなど薬局鳥取	鳥取市立川町五丁目四一	白石医院	米子市安倍二二九一三
都田薬局	米子市道笑町一丁目一〇八	井東眼科クリニック	倉吉市新陽町一二一一
医療法人社団今 ク井歯科クリニッ ク	八頭郡郡家町大字郡家二九一 ○米子市上後藤四丁目一四一二	"	"
植田歯科医院	三		
宮川医院	平成五年六月四日	鳥取県知事 西 尾 邑 次	平成五年六月四日

鳥取県告示第五百八号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成五年六月四日

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日	氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
真誠会医院	米子市河崎五八〇	平成五年二月二十八日	有 本 圭 子	鳥薬第八四五号	平成五年五月十七日
みなど薬局鳥取	鳥取市立川町五丁目四一	平成五年三月三十一日			
今井歯科クリニ ック	○米子市上後藤四丁目一四一二	"			
宮川医院	東伯郡大栄町大字瀬戸五三一	平成五年四月一日			

鳥取県告示第五百九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成五年六月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十九条第四項の規定に基づき、国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録があったものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録があったものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録があったものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録があったものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録があったものとおり告示する。

平成五年六月四日

氏名	登録の記号及び番号	登録があつたものとみなされる年月日
吉岡 宏記	鳥医第四、七二〇号	平成五年五月二十一日
笠原 清和	鳥医第八四四号	"

平成五年六月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年六月七日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第五百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営かんがい排水事業湖山砂丘地区農業用排水）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年六月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

米子市大篠津町字東ノ二、七二一の四三、七二一の五一、字安田三八
四の二九 桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第五百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成五年六月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称
鳥取市

二 事業の種類
鳥取市営サッカーフィールド（仮称）建設事業

三 起業地

1 収用の部分 鳥取市瀬戸田字東屋敷、字南浦、字下夕江、字大泓及び
字瀬戸田地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

鳥取市役所

三

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び若

公 告

正

副

平成5年6月1日に実施した第22回採石業務管理者試験に合格した者は、
次のとおりである。

平成5年6月4日

長 ト
副

米子市土石工場160m
—11

米子市土煙工場160m
—11

正

永 永	橋 橋	池 池	伊 西	藤 藤	中 竹	宮 渡	岡 福	行 森
田 本	原 原	原 原	井 下	部 邊	本 本	旨 田		
巳 年	生 政	寿 孝	利 利	明 大	道 賢	真 博	圭 文	優 幸
彦 實	彦 一	美 树	樹 人	治 文	幸 吾	充 充		
明 和	和 俊	英 興	敏 埔	浩 賢	純 幸			
彦 實	彦 二	則 治	己 一	史 治	一 德	見		
良 洋	木 下	原 中	々 岡	本 原	虫 潤	田 本	本 本	
丸 若	森 藤	田 伍	山 橋	米 高	浦 深	杉 松		
山 山	本 本	馬 井	井 賀	本 本	田 本	崎 谷		
夫 二	正 繁	順 修	孝 晃	松 一	田 千	小 谷		
也 一	也 一	加津雄	晃 郎	一 郎	西 千	小 谷		
		豊 敬	郎 郎	雄 雄				

井戸田町内鳥取県知事長標因田八十才（収入記録の小冊わせはか人の
井戸田の廃止といふ）由次の御前と記のがねいたので、記由か。